気象ビジネス推進コンソーシアム 設立総会

日 時: 平成 29 年 3 月 7 日 (火) 11 時 00 分

場 所:星陵会館 2階 ホール

議事次第

議事:

- ・開会
- ・規約の承認
- ・会長、副会長、運営委員の選任
- ・今後の活動方針
- ・会長挨拶
- ・宣言
- ・閉会

配布資料:

資料1 気象ビジネス推進コンソーシアム規約(案)

資料2 気象ビジネス推進コンソーシアム会長・副会長の選任について(案)

資料3 気象ビジネス推進コンソーシアム運営委員の選任について(案)

資料4 今後の活動方針について

資料 5 気象ビジネス推進コンソーシアム宣言文

参考資料 気象ビジネス推進コンソーシアム設立趣意書

気象ビジネス推進コンソーシアム 規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本コンソーシアムの名称は「気象ビジネス推進コンソーシアム(以下 「コンソーシアム」という。)」とする。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、IoT・AI 技術等を駆使し、気象データを高度利用 する「気象ビジネス」を推進するため、様々な分野の産学官が連携して気象 データのさらなる利活用を促進することで、社会経済活動の生産性を向上させることを目的とする。

(活動)

- 第3条 コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
 - 一 先進的気象ビジネスモデルの創出
 - 二 気象ビジネスを推進するための環境整備
 - 三 気象ビジネスに関する情報の収集・発信、普及・啓発
 - 四 その他コンソーシアムの目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

(会員)

- 第4条 コンソーシアムの目的に賛同する企業、団体、有識者、関係府省庁等 を会員とする。
- 2 会員の種別は、次の通りとする。
 - 一 法人会員 コンソーシアムの目的に賛同する企業又は団体
 - 二 有識者会員 コンソーシアムの目的に賛同し、コンソーシアムの会長が その活動に特別に寄与すると認めた大学・研究機関・学会等に属する個人
 - 三 特別会員 関係府省庁、地方公共団体又はコンソーシアムの会長がその 活動に特別に寄与すると認めた団体

(入会)

第5条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、その承認を得て会員になることができる。

(会費)

第6条 コンソーシアムの会費は無料とする。

(退会)

- 第7条 会員は、会員の意思により任意に退会することができる。ただし、退会に際しては、会長に届け出なければならない。
- 2 本規約を遵守しないとき又はコンソーシアムの名誉を毀損する行為があったとき若しくは次の各号の一に該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供 与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは 関与しているとき。
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

第3章 役員

(役員)

第8条 コンソーシアムに次の役員を置く。

- 一 会長1名
- 二 副会長1名

(会長及び副会長)

第9条 会長は、コンソーシアムを代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在時において、その会務を代行する。

(任期)

第10条 役員の任期は原則として2年とする。ただし、再任することができる。

(報酬)

第11条 役員はいずれも無報酬とする。

第4章 組織

(総会)

- 第12条 コンソーシアムの最高機関として、総会を置く。
- 2 総会は、会員をもって構成し、年一回開催するほか、会長が必要と認めた ときに開催することとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催と することができる。
- 3 総会は、コンソーシアムの活動及び運営の基本的事項について審議し、決 定する。
- 4 総会は、会長、副会長を選任する。
- 5 総会は、執行機関たる運営委員会の構成員として運営委員を選任する。
- 6 総会は、会員の過半数の出席(代理出席、委任状を含む。)をもって成立する。
- 7 総会の議事は、出席者(代理出席、委任状を含む。)の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 総会は、会長が招集し、議長を務める。

(運営委員会)

- 第13条 コンソーシアムに執行機関として運営委員会を置く。
- 2 運営委員会は、総会において選任された運営委員により構成される。
- 3 運営委員会は、コンソーシアムの活動計画及び活動報告、専門ワーキング・ グループの設置等コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定す る。
- 4 運営委員会は、委員の過半数の出席(代理出席、委任状を含む。)をもって 成立する。
- 5 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決するものとし、可 否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 運営委員会は、会長又は会長が指名する運営委員が招集し、会長又は会長

が指名する運営委員が委員長を務めることとし、必要に応じて、書面又は電子メールによる開催とすることができる。

7 会長又は会長が指名する運営委員は、必要があると認めるときは、運営委員会に特別会員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門ワーキング・グループ)

- 第14条 運営委員会の決定に基づきコンソーシアムにワーキング・グループ を課題毎に設置することができる。
- 2 各ワーキング・グループは、その活動の円滑な推進を図るため、費用の負担、方針の決定その他について自ら規定を定めることができる。

(事務局)

- 第15条 コンソーシアムの事務局は、気象庁に設置する。
- 2 コンソーシアムの庶務は、事務局又は事務局が指定する者が行う。

(規約の変更)

第16条 本規約は、総会の決議をもって変更することができる。

(解散)

- 第17条 コンソーシアムは次の事由によって解散する。
 - ー 総会の議決
 - 二 その他総会で定める事由

第5章 補則

(成果物の取扱い)

- 第18条 コンソーシアムの活動により得られた成果物は、当該成果物の制作 に関与した会員の申請を受けて、運営委員会が認定する。
- 2 成果物は会員以外にも広く公開することを原則とする。

(コンソーシアムの活動における情報の取扱い)

第19条 コンソーシアムの活動における知的財産を含む情報の取扱いについては、会員の利益を守りつつ、コンソーシアムの趣旨に沿った活発な交流が進められるように留意する。

(雑則)

第20条 この規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な 事項は、運営委員会において定める。

付則 この規約は、平成29年 月 日より施行する。

気象ビジネス推進コンソーシアム会長・副会長の選任について(案)

次に掲げる者を会長・副会長に選任する。

(敬称略)

会 長 越塚 登 東京大学大学院 情報学環 教授

副会長 木本 昌秀 東京大学 大気海洋研究所 教授

気象ビジネス推進コンソーシアム運営委員の選任について(案)

次に掲げる者を運営委員に選任する。

(敬称略、五十音順)

大木 雄治 (株)ウェザーニューズ セールス&マーケティンググループ グ ループリーダー

大野 宏之 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変 動研究センター 気候変動対応研究領域 上級研究員

沖野 剛史 (株)東芝 技術統括部 技術企画室 参事

越智 正昭 (株)ハレックス 代表取締役社長

木本 昌秀 東京大学大気海洋研究所 教授

越塚 登 東京大学大学院情報学環 教授

櫻井 康博 (一財)日本気象協会 事業本部 事業統括部長

菅波 潤 富士通(株) テクニカルコンピューティングソリューション事業 本部 TC 統括営業部 第三営業部長

橘 克憲 (株)パスコ システム事業部 事業部長

田中 真司 ヤフー (株) メディアカンパニー ライフライン事業本部 Yahoo! 天気・災害 サービスマネージャー

田原 春美 先端 IT 活用推進コンソーシアム 副会長

新田 久 アサヒ飲料(株) 社長付執行役員

秦野 芳宏 (株)ローソン 経営戦略本部 本部長補佐

平田 祥一朗 (株)三井物産戦略研究所 技術・イノベーション情報部 知的財産室 シニアマネージャー

藤川 優 大塚製薬(株) 業務管理部 次長

水上 淳一朗 三井住友海上火災保険(株) 商品本部 次世代開発推進チーム長

村上 文洋 (株)三菱総合研究所 社会 ICT 事業本部 ICT・メディア戦略グル ープ 主席研究員

立仙 和巳 (株)日立製作所 サービスプラットフォーム事業本部 ビジネス プロデュース本部 主管

今後の活動方針(案) 概要

技術に関する取組

先進モデルの創出

▶ 気象データ利用の先端事例創出に向けた実証実験 (共同調査、データ分析コンテスト等)

< 例 >

- 気象庁が新たに提供するデータの、先端的技術を駆使した 利用事例の創出
- 新たな産業分野での気象データ利用事例の創出

人材育成

- ▶気象庁や会員が提供するデータ(XML電文、数値予報データ、ひまわり8号・9号データ)に関する知見の共有
- ▶会員が有する気象データ分析に必要な先端的技術 (IoT、AI、ビッグデータ解析等)に関する知見の共有

環境整備

▶ <u>気象庁</u>が新たに提供するデータに対するニーズの 集約や利用手法の検証

利活用・普及に関する取組

普及啓発

- ▶気象ビジネスフォーラムの地方開催
- ▶他のコンソーシアム・団体(AITC、VLED等)との連携 (気象データ利活用事例の解説)
- ▶海外事例の現地調査・共有

人材育成

- ▶会員が提供する気象サービス、気象庁が調査・収集した気象データ活用事例に関する知見の共有
- ▶会員が先端的ICTを活用して気象データや各種オープンデータを分析した事例の共有
- ▶<u>会員</u>の業務で実践する、気象データの利活用事例 (公表ベース)の共有

環境整備

➤気象データの利活用に関する**課題の集約、対応策** の検討

スタートアップ・メニュー

- ロ「<u>技術</u>」「<u>利活用・普及</u>」に関する<u>ワーキンググループ</u>を設置 運営委員会での正式決定後に周知
- □ 会員・気象庁による気象データ解説、分析に必要な先端的技術動向の解説、気象データ利活用事例の解説をセットにしたセミナーを隔月で実施(第1回を5月に開催)

今後の活動方針(案) スケジュール

	H29 年 3 月	H29 年度上半期	H29 年度下半期	H30 年度	H31 年度以降
	☆ 設立総会 気象ビジネス フォーラム (3月7日)	★ 運営委員会(4月)	ナーを実施(隔月程度) 既要等[5月@気象庁](予定)]以降の詳細を決定	☆ 気象ビジ☆総	ネスフォーラム会
		関連イベント 気象衛星「 気象データ高度利用に関する事業 → 気象データの高度利用事例の創造 共同調査 → 気象データ分析手法の募集・コンラ 利活用に向けた課題への対応	実証実験 出に向けた テスト		
		▶ WGでの意見交換や有識者・企業▶ その結果を踏まえた対応策の検診活動の全国展開			
		/ 「 	催 等		12

宣言文

気象は社会・経済活動の様々な場面に関係し、気象データを活用する余地は 極めて広い。

近年、IoT、人工知能(AI)等に関する技術の発展により、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな変化が生じている。

ビッグデータである気象データはこうした技術と親和性が高く、その利用価値はますます拡大しており、今や、その潜在的な価値を十分に活かし、経済活動の生産性向上や社会の成熟を目指していく必要がある。

このため、「気象ビジネス推進コンソーシアム」の設立をここに宣言する。このコンソーシアム活動を通じて、産学官が一体となって気象データによる生産性革命と成熟社会を促進するとともに、我が国のデータドリブン社会をリードしていく。

スローガン

「産学官が一体となって、気象データによる生産性革命と成熟社会を促進する とともに、我が国のデータドリブン社会をリードする。」

以上

設立趣意書

気象は、社会・経済活動の様々な意思決定、業務プロセスに大きな影響を与 えています。

近年の IoT、人工知能(AI) ビッグデータ等に関する技術の発展により、多様な産業界において、データを収集・分析する基盤が整いつつあります。これらのデータと気象データを比較し、高度に分析することで、意思決定や業務プロセスを改善し、生産性を向上させることが期待されます。

こうした中、多様な産業界における気象データの利活用を一層推進するとともに、IoT・AI 技術を駆使し、気象データを高度利用した我が国における産業活動を創出・活性化するべく、「気象ビジネス推進コンソーシアム」を設立します。

今後、先進的気象ビジネスモデルの創出や、気象ビジネスを推進するための 人材育成等の環境整備等の取組を通じて、社会・経済活動の生産性を向上でき るように活動していきます。

以上

発起人名簿(敬称略、五十音順)

【有識者】

木本 昌秀 東京大学大気海洋研究所 教授

越塚 登 東京大学大学院情報学環 教授

田原 春美 ドリーム IT 2 1 代表、先端 IT 活用推進コンソーシアム(AITC)

副会長

平田 祥一朗 株式会社三井物産戦略研究所 技術・イノベーション情報部

知的財産室 シニアマネージャー

村上 文洋 株式会社三菱総合研究所社会 ICT 事業本部 主席研究員

【企業・団体】

アサヒ飲料株式会社

いであ株式会社

株式会社ウェザーニューズ

英弘精機株式会社

株式会社応用気象エンジニアリング

大塚製薬株式会社

オフィス気象キャスター株式会社

株式会社気象工学研究所

国立大学法人 岐阜大学

光進電気工業株式会社

国際気象海洋株式会社

一般社団法人 全国建設業協会

一般社団法人 全国清涼飲料工業会

全国農業協同組合連合会 営農販売企画部

一般社団法人 全日本航空事業連合会

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

株式会社タニタヘルスリンク

株式会社中電シーティーアイ

定期航空協会

株式会社東芝

一般社団法人 日本気象予報士会

一般社団法人 日本経済団体連合会

日本電気株式会社

日本電信電話株式会社

日本アイ・ビー・エム株式会社

一般社団法人 日本アパレル・ファッション産業協会

日本気象株式会社

一般財団法人 日本気象協会

一般社団法人 日本気象測器工業会

一般社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 日本船主協会

公益社団法人 日本農業法人協会

一般社団法人 日本物流団体連合会

日本マイクロソフト株式会社

一般社団法人 日本民営鉄道協会

一般社団法人 日本旅客船協会

一般社団法人 日本旅行業協会

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

株式会社パスコ

株式会社ハレックス

株式会社日立製作所

富士通株式会社

株式会社フランクリン・ジャパン

三井住友海上火災保険株式会社

株式会社ミライト・テクノロジーズ

明星電気株式会社

ヤフー株式会社

株式会社ライフビジネスウェザー

株式会社ローソン